



® 平成 29 年 2 月 23 日 (木)

No. 14390 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

ー第2回ー シンガポール(下) …………… (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …………… (8)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (9)

アセアン諸国の知的財産制度 ー第2回ー シンガポール(下)

日本大学大学院知的財産研究科

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、シンガポールの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

2013年3月、シンガポール法務局により設立され

た知的財産運営委員会は、「知的財産ハブ基本計画」を公表した。この基本計画には、「知的財産取引・管理のハブ」、「質の高い知的財産出願のハブ」、「知的財産紛争解決のハブ」という3つのハブ構想が掲げられ、シンガポールがアジアにおけるグローバルな知的財産ハブを目指すことが戦略目標として示されている。

このような戦略目標の下、シンガポール知的財産



鈴 榮 特 許 綜 合 事 務 所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電 話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所 長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)
主 監 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)
理 事 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
常務顧問 弁理士 吉田 親司(意匠・不正競争)
△※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁理士)
弁理士 永島 建治(機械)
※弁理士 角田 さやか(機械)
※弁理士 清水 千恵子(海外商標)
※弁理士 矢野 ひろみ(海外商標)
※弁理士 馬淵 繁(電気・通信・情報処理)
弁理士 土田 新(機械・バイオ)

所長代行 ※弁理士 小出 俊貴(商標意匠・不正競争)
□弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 井関 守三(電子・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
※弁理士 佐藤 立志(電子・通信・ソフトウェア)
弁理士 堀内 美保子(化学・バイオ)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
※弁理士 朝倉 傑(電子・通信)
※弁理士 石川 真一(機械・バイオ)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 飯田 浩司(機械・電気・バイオ・医療機器)
弁理士 辻本 典子(バイオ)

所長代行 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)
主 監 弁理士 河野 直樹(化学)
理 事 弁理士 鶴岡 健(生命工学)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)
弁理士 中島 千尋(機械・制御)
弁理士 柴田 紗知子(物理)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)

○米国パテントエージェント(合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁理士 □顧問弁理士

【顧問法律事務所】弁理士法人 内田・鮫島法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

庁は、2015年9月より、アセアン地域の知的財産庁として初めて国際調査機関 (ISA)、及び、国際予備審査機関 (IPEA) としての業務を開始した。

このように、シンガポールでは、近年、知的財産制度の整備が推進されており、2014年～2015年の世界競争力レポート (世界経済フォーラム) において、シンガポールは、知的財産保護水準が世界第2位にランクされている。

3. 商標法

シンガポール商標法は、2007年7月2日に改正法が施行され、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて解説する。(以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合には、シンガポール商標法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「商標」とは、「写實的に表現できる標識であつて、ある者が取引において取り扱い又は提供する商品又はサービスと、他人が取引において取り扱い又は提供する商品又はサービスとを識別することができる標章」として定義されている (2条1項)。

また、「標章」とは、「文字、単語、名称、署名、数字、図形、銘柄、題号、表示、チケット、形状、色彩、パッケージの外観又はこれらの組み合わせを含むもの」として定義されている (2条1項)。

このように、「商標」、「標章」の定義には、視覚により認識できるものに限定する規定がないことから、「音」は保護対象とされている。(音符、休符からなる楽譜は、「写實的な表現」(商標の定義)を満たすと解されている。)

なお、「団体標章」(第60条)、「証明標章」(第61条)についても登録が可能である。

(2) 登録要件 (絶対的不登録事由)

以下の (a) ～ (d) については、商標として登録されない (7条 (1))。

- (a) 商標の定義 (2条1項) を満たさない標章
- (b) 識別性を欠く標章
- (c) 商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地等から専ら構成される標章
- (d) 慣用標章

ただし、上記 (b)、(c) 又は (d) については、登録出願日前に、標章の使用により現実に識別力

を獲得していれば、登録を拒絶されることはない (7条 (2))。

また、標章が専ら次の (a) ～ (c) で構成される場合は、商標として登録されない (7条 (3))。

- (a) 商品自体の性質に起因する形状
- (b) 技術的成果を得るために必要な商品の形状
- (c) 商品に実質的な価値を与える形状

さらに、商標が、(a) 公序良俗又は道徳に反する場合、(b) 公衆を欺瞞するような性質のものである場合は、商標として登録されない (7条 (4))。

その他、その使用がシンガポールにおいて法律により禁じられる場合には、商標は登録されない (7条 (5))。また、その出願が悪意でなされた場合には、商標は登録されない (7条 (6))。

(3) 登録要件 (相対的不登録事由)

商標が先の商標と同一であり、商標の商品又はサービスが、先の商標の商品又はサービスと同一である場合は、その商標は登録されない (8条 (1))。

また、(a) 商標が先の商標と同一であり、先の商標の商品又はサービスと類似する商品又はサービスについて登録しようとしている場合、又は、(b) 商標が先の商標と類似しており、先の商標の商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録しようとしている場合で、公衆に混同を生じる虞がある場合は、その商標は登録されない (8条 (2))。

その他、先の商標がシンガポールにおいて周知又は著名な場合についても、所定の要件に該当する場合には、その商標は登録されないことが規定されている (8条 (4) (i) (ii))。

(4) 商標登録出願

①出願書類

「願書」(出願人が使用意思を有することが必要)、「商品又は役務及びその区分」(一出願多区分制、ニース国際分類を採用)、「商標の表現物」、「委任状」(要求された場合)、「優先権証明書」(必要な場合) なお、本質的に同一である複数の商標を「連続商標」として単一の願書で出願することができる (17条)。

②出願公開制度